



発行 東京都

目次

49

○平成二十八年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則……………（総務局人事部職員支援課）…

規則（教）

○平成二十八年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則……………

規程（交）

○平成二十八年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程……………

規程（水）

○平成二十八年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程……………

規程（下水）

○平成二十八年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程……………

規則

平成二十八年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

平成二十八年六月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十五号

平成二十八年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成二十八年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成

七年東京都規則第五十五号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）」とあるのは、「六月十六日から十月三十一日（任命権者が別に定める者にあつては、任命権者が別に定める日）までの期間（以下「夏季の期間」という。）」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則（教）

平成二十八年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

平成二十八年六月九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十二号

平成二十八年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成二十八年度における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条第一項の規定の適用については、

同項中「夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）」とあるのは、「六月十六日から十月三十一日までの期間（以下「夏季の期間」という。）」とする。

六日から十月三十一日までの期間（以下「夏季の期間」という。）」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第六十六号

平成二十八年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次の

ように定める。

平成二十八年六月九日

東京都交通局長 山 手 齊

平成二十八年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する

規程

平成二十八年度における東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）」とあるのは、「六月十六日から十月三十一日までの期間（以下「夏季の期間」という。）」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十三号

平成二十八年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十八年度六月九日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

平成二十八年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程

平成二十八年度における東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）第三十条第一項の規定の適用については、同項中「夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）」とあるのは、「六月十六日から十月三十一日までの期間（以下「夏季の期間」という。）」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三十号

平成二十八年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十八年度六月九日

東京都下水道局長 石原 清 次

平成二十八年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程

る規程

平成二十八年度における東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）第三十条第一項の規定の適用については、同項中「夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）」とあるのは、「六月十六日から十月三十一日までの期間（以下「夏季の期間」という。）」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001